

大和市告示第57号

大和市予防接種費用の助成に関する要綱及び大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月26日

大和市長 古谷田 力

大和市予防接種費用の助成に関する要綱及び大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱の一部を改正する要綱 (大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正)

第1条 大和市予防接種費用の助成に関する要綱(平成22年大和市告示第61号)の一部を次のように改正する。

第5条中「3,000円を、」を「7,000円を、」に、「実際に」を「、帯状疱疹(乾燥組換え帯状疱疹ワクチン)の予防接種については10,000円を、帯状疱疹(乾燥弱毒生水痘ワクチン)の予防接種については3,000円を実際に」に改める。第9条第3号中「及び肺炎球菌感染症(高齢者)」を「、肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)」の予防接種、帯状疱疹(乾燥組換え帯状疱疹ワクチン)及び帯状疱疹(乾燥弱毒生水痘ワクチン)」に改める。

附則第3項中「令和5年4月1日から令和7年3月31日」を「令和7年4月1日から令和8年3月31日」に、「平成20年4月1日」を「平成21年4月1日」に改め、「生まれた女子」の次に「のうち、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に少なくとも1回以上ヒトパピローマウイルス感染症(2価又は4価)又はヒトパピローマウイルス感染症(9価)の予防接種を受けたもの」を加える。

附則に次の1項を加える。

(帯状疱疹の予防接種の対象者の特例)

4 別表第1帯状疱疹(乾燥組換え帯状疱疹ワクチン)の項及び帯状疱疹(乾燥弱毒生水痘ワクチン)の項中「65歳の者」とあるのは、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては「令和7年3月31において100歳以上の者及び同年4月1日から令和8年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳若しくは100歳となる者」と、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの間においては「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳若しくは100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。

別表第1新型コロナウイルス感染症の項中「13,951円」を「9,951円」に改め、同

表に次のように加える。

帯状疱疹（乾燥組換え 帯状疱疹ワクチン）	一	65歳の者又は60歳以上 65歳未満の者であって、 予防接種法施行規則第2条 の7に規定するもの	費用免除者 23, 606 円 費用免除者以外の者 13, 606円
帯状疱疹（乾燥弱毒生 水痘ワクチン）	一	65歳の者又は60歳以上 65歳未満の者であって、 予防接種法施行規則第2条 の7に規定するもの	費用免除者 9, 086 円 費用免除者以外の者 6, 086円

(大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正)

第2条 大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱（平成25年大和市告示第198号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（風しんの予防接種の対象者の特例）

2 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り、第3条の規定にかかわらず、市長は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性であって、令和7年3月31日に抗体検査を実施し、かつ、風しんの抗体が不十分であるもののうち、ワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したことによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかつたと認めるものを、助成の対象とすることができます。この場合において、別表第1麻しん・風しん（MR）の項中「11, 847円」とあるのは「11, 022円」と、同表風しんの項中「7, 887円」とあるのは「7, 062円」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により助成の対象となった者が本市の予防接種業務に協力することを承諾した医療機関で予防接種を受けるときは、当該者は、当該医療機関で予防接種を接種する際に、当該医療機関に第6条に規定する依頼書及び予診票を提出するものとする。この場合においては、第8条から第11条までの規定は、適用しない。

別表第1に次のように加える。

帯状疱疹（乾燥組換え帶状疱疹ワクチン）	費用免除者 23, 606円
---------------------	----------------

	費用免除者以外の者 13,606円
帯状疱疹（乾燥弱毒生水痘ワクチン）	費用免除者 9,086円 費用免除者以外の者 6,086円

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の大和市予防接種費用の助成に関する要綱及び第2条の規定による改正後の大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱（以下「改正後の要綱」と総称する。）の規定による予防接種依頼書等の交付その他改正後の要綱を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の要綱の規定は、施行日以後に実施する予防接種について適用し、施行日前に実施した予防接種については、なお従前の例による。